

男鹿市規則第29号

男鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 男鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年男鹿市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の7 条例第7条の3第2項第2号に規定する通勤手当の月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の7 条例第7条の3第2項第2号に規定する通勤手当の月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p>

改正後	改正前
<p>(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u></p> <p>(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u></p> <p>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第12条 勤務時間規則第6条第1項各号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第6条第1項第1号の勤務については、<u>4,700円</u></p> <p>(2) 勤務時間規則第6条第1項第3号アの勤務については、<u>22,500円</u></p> <p>(3) 勤務時間規則第6条第1項第3号イ、ウ及びエの勤務については、<u>6,400円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則第6条第1項第2号の勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>23,500円</u>とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>11,750円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第12条 勤務時間規則第6条第1項各号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第6条第1項第1号の勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 勤務時間規則第6条第1項第3号アの勤務については、<u>21,000円</u></p> <p>(3) 勤務時間規則第6条第1項第3号イ、ウ及びエの勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤務時間規則第6条第1項第2号の勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>22,000円</u>とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>11,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

第2条 男鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の7 条例第7条の3第2項第2号に規定する通勤手当の月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円</u></p> <p><u>(14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円</u></p> <p><u>(15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円</u></p> <p><u>(16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円</u></p> <p><u>(17) 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円</u></p> <p><u>(18) 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円</u></p> <p><u>(19) 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円</u></p> <p><u>(20) 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円</u></p> <p><u>(21) 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円</u></p> <p>第5条の8 条例第7条の3第2項第3号に規定する同条</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の7 条例第7条の3第2項第2号に規定する通勤手当の月額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p> <p>第5条の8 条例第7条の3第2項第3号に規定する同条</p>

改正後	改正前
<p>第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第7条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃相当額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>76,400円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>76,400円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>第5条の11 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第7条の3第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、条例第7条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）</p>	<p>第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第7条の3第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃相当額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)及び(3) （略）</p> <p>第5条の11 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第7条の3第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、条例第7条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>において、1か月当たりの運賃相当額等が<u>76,400円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第7条の3第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が<u>76,400円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>第5条の13 (略)</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第7条の3第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1か月当たりの運賃相当額等（第5条の8第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃相当額及び条例第7条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が<u>76,400円</u>以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃相当額等が<u>76,400円</u>を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p>	<p>において、1か月当たりの運賃相当額等が<u>55,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第7条の3第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>第5条の13 (略)</p> <p>2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第7条の3第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1か月当たりの運賃相当額等（第5条の8第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃相当額及び条例第7条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が<u>55,000円</u>以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃相当額等が<u>55,000円</u>を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 1か月当たりの運賃相当額等が<u>76,400</u>を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 <u>76,400円</u>に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>イ 第5条の10第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 <u>76,400円</u>に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び任命権者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>3 (略)</p>	<p>(2) 1か月当たりの運賃相当額等が<u>55,000円</u>を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 <u>55,000円</u>に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>イ 第5条の10第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 <u>55,000円</u>に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び任命権者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）</p> <p>3 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による改正後の男鹿市一般職の職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規則を適用する場合には、第1条に規定する改正前の男鹿市一般職の職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。